



令和元年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 日本カーバイド工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾 時雄
(コード番号 4064 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 常務執行役員
経営企画部長 井口 吉忠
(TEL. 03-5462-8224)

**第三者割当てによる第 1 回新株予約権
(行使価額修正条項及び行使許可条項付) の行使許可に関するお知らせ**

当社は、令和元年 12 月 13 日に発行いたしました第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）において、割当先であるモルガン・スタンレー MUF G 証券株式会社との間で締結した第三者割当て契約に基づき、モルガン・スタンレー MUF G 証券株式会社に対し、下記のとおり本新株予約権の行使許可を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

記

| | |
|--------------------------|--|
| (1) 新株予約権の名称 | 日本カーバイド工業株式会社第 1 回新株予約権 |
| (2) 行使許可書到達日 | 令和元年12月13日 |
| (3) 今回の行使許可に基づく行使許可期間 | 令和元年12月16日（当日含む。）から令和 2 年 3 月 17 日（当日含む。）までの60取引日の期間 |
| (4) 行使許可を行った本新株予約権の数 | 3,000個 |
| (5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とします。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本新株予約権 1 個当たり100株とします。 |
| (6) 本新株予約権の行使価額 | 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 91%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 |

*本新株予約権発行に関する詳細につきましては、令和元年11月27日公表のプレスリリース「第三者割当てによる第 1 回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上